

令和4年度 横浜市病床整備事前協議【公募要項】

横浜二次保健医療圏においては、令和4年4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回っているため、基準病床数の範囲内で、病床整備事前協議による病床配分を行います。つきましては、次のとおり療養病床・一般病床の公募を行います。（精神、結核、感染症病床は対象外です。）

参考 神奈川県調査による横浜二次保健医療圏の基準病床数と既存病床数

二次保健医療圏	基準病床数（A）	既存病床数（B）	差引（B－A）
横浜	23,993床	23,620床	△373床

※既存病床数には前年度までの配分済み病床数を含む。

1 病床整備の方針

(1) 応募資格

病院又は、診療所の開設（予定）者であること。

(2) 応募の対象とする病床機能等

次のいずれかに該当すること。※該当のない病床機能等は評価対象外とします。

- ①回復期・慢性期機能を担う病床であること（別表1）
- ②その他、新興感染症等の感染拡大時^{*}に陽性患者の受入医療機関となることを前提とする病床であること（別表2）

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条第1項ただし書きにおいて、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院すべきことを勧告する、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院すべきことを勧告する場合等とする。（以下同じ）

（別表1）回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料等

病床機能	病床種別	診療報酬上の入院料等
慢性期機能	療養病床	療養病棟入院基本料
		有床診療所療養病床入院基本料
	一般病床	特殊疾患病棟入院料 又は特殊疾患入院医療管理料
		障害者施設等入院基本料
回復期機能	療養病床	緩和ケア病棟入院料
		地域包括ケア病棟入院料 又は地域包括ケア入院医療管理料
	一般病床	回復期リハビリテーション病棟入院料

(別表2) 新興感染症等の感染拡大時に陽性患者の受入医療機関となることを前提とする病床

応募要件
1 原則として、1病院あたり数床程度の増床であること
2 診療報酬上の入院料等は限定しない
3 原則として、感染対策向上加算(1・2・3)の届出をしていること
4 行政の要請に応じて速やかに感染症の入院患者を受け入れる役割を担うために、後述の「(4) 配分条件」⑤の協定概要に記載する事項を行うことを前提とした計画であること

(3) 優先配分する病床

横浜市内の既存の医療機関の増床計画に優先配分します。

(4) 配分条件

次の事項が遵守できることを配分の条件とします。

正当な理由なく実施できない場合には、「病院等の開設等に関する指導要綱」の規定に基づき、配分された病床の返還を求めます。

①原則として、「病院等の開設等に関する指導要綱」の事前協議の申出要件を満たしていること

(参考) 病院等の開設等に関する指導要綱

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/49650/shidouyoukou.pdf>

②診療報酬上の入院料等の届出に際して実績が必要となる施設基準がある場合は、開設日または構造設備使用許可書の交付日から1年以内に届出を行うこと。

③開設許可後10年間は配分を受けた時の機能と病床数を維持すること。

④10年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

⑤別表2の要件を満たす応募に対する病床配分が決定した際には、横浜市と協議の上、翌年(令和5年)の11月30日までに、次の内容を含む協定を締結すること。また、協定の期間は30年間とする。

協定概要 ※ 次の事項を必須とし、詳細は配分決定後に協議を行うものとする。

1 病床整備時の対応

新たな感染症患者の受け入れに必要な構造設備を確保すること。

2 新興感染症等の感染拡大時の対応

新興感染症等の感染拡大時には、横浜市の要請を受け、以下の対応をとること。

- (1) 原則として1週間以内に、対象となる病棟において入院中の当該感染症以外の患者の転棟等の調整を行い、速やかに当該感染症患者の受け入れを開始すること。
- (2) 当該感染症の患者を症状等に関わらず積極的に受け入れること。なお、無症状であっても入院が必要な者の受け入れを含む。
- (3) 必要に応じ、当該感染症の疑い例の受け入れを行うこと。
- (4) 配分された病床以外においても、可能な限り当該感染症患者等の受け入れを行うこと。
- (5) その他、当該感染症の対応に当たり、可能な範囲において、横浜市に必要な協力を行うこと。

3 平時の対応

日頃から、新興感染症等の感染拡大時に備えて以下の対応を行うこと。

- (1) 感染症対策に習熟した人材を計画的に育成すること。
- (2) 感染症患者の受け入れに即応するための計画を立て、訓練を行うこと。
- (3) 地域の医療機関の感染症対応能力の向上に貢献すること。
- (4) 救急病院（救急告示病院等）として、救急患者の受け入れを行うこと。

4 感染症対応時の補償

将来の新興感染症等の感染拡大時において、横浜市は、当該対応に必要な費用の補償がなされるよう、国等に対して要望することとする。

5 正当な理由なく、横浜市からの要請に応じることができなかった場合の措置

- (1) 病床の返還又は病床機能の転換を要請する可能性があること。
- (2) 医療機関名を公表する可能性があること。

2 評価方法等

(1) 事前協議の手順

提出された事業計画については、横浜市保健医療協議会 病床整備検討部会（以下、「検討部会」という）において、別表3の視点で総合的に評価します。また、応募者へのヒアリングも行います。

その後、横浜地域 地域医療構想調整会議及び横浜市保健医療協議会の意見を踏まえ、市長が配分案を作成し、県知事に報告します。県知事は、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会での意見を踏まえ事前協議の結果を決定します。

(別表3)

共通評価項目
1 地域の医療需要との整合性 (1) 二次保健医療圏内及び近隣エリアでの医療需要との整合性 (2) 現在の病床稼働状況
2 地域医療連携等に係る調整状況とこれまでの実績 (1) 地域医療連携の状況と実績 (2) 地域における調整状況 (3) 入退院支援職員の配置など具体的な対応策等
3 運営計画の実現性 (1) 開設（予定）者の経営基盤の健全・安全性 (2) 事業・資金（返済）計画の妥当性 (3) 人材確保計画の実現性
4 整備計画の確実性 (1) 整備用地確保の確実性 (2) 建築計画の妥当性

※別表2に掲げる病床の配分に当たっては、別表3の項目に加え、①新型コロナウイルス感染症における対応実績、②感染症への対応状況、③感染対策向上加算の算定状況も評価の対象となります。

(2) 留意事項

①検討部会では、次の項目も確認した上で評価に反映します。

- (ア) 神奈川県保健医療計画、地域医療構想、よこはま保健医療プラン2018との整合性
- (イ) 医療法第25条第1項に基づく立ち入り検査（いわゆる医療監視）における指導・指摘事項への対応状況
- (ウ) 過去に病床整備事前協議で病床の配分を受けている場合、その整備状況
- (エ) 都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が求められる場合の調整状況
- (オ) 地域における意見交換会等による計画地周辺での調整状況

②平成 15 年度以降に医療施設近代化施設整備事業補助金を受けている場合は、必ず応募の前に、増床の可否について神奈川県健康医療局保健医療部医療課（医療整備グループ）と協議を済ませてください。

※医療施設近代化施設整備費補助金の交付を受けている場合は、増床が認められないことがあります。

(3) 横浜市保健医療協議会 病床整備検討部会委員

(敬称略：50 音順)

氏 名	備 考
石川 ベンジャミン光一	国際医療福祉大学 教授（保健医療協議会委員）
蒲池 孝一	公認会計士
川口 浩人	横浜市医師会 常任理事
渋谷 明隆	北里研究所 常任理事
平元 周	横浜市病院協会 副会長
松島 誠	横浜市病院協会 副会長
渡辺 豊彦	横浜市医師会 副会長

(4) 応募者へのヒアリングについて

応募書類を基に各応募者へのヒアリングを行います。増床計画に係る責任者を含め、最大 3 名までの出席をお願いします。ヒアリングに関する詳細は、後日、応募者にお知らせします。（事務局によるヒアリングに加え、地域医療連携等の調整状況等を確認するため、必要に応じて、検討部会委員によるヒアリングを実施する場合があります。）

3 手続きの流れ等

(1) 事前協議実施のスケジュール

- ①公募期間 令和 4 年 10 月 5 日（水）から 11 月 30 日（水）
- ②質問の受付 令和 4 年 10 月 17 日（月）受付期限 ※期限後 2 週間以内に回答予定
- ③応募者ヒアリング 令和 4 年 12 月上～中旬（予定）
- ④応募者への質問等 令和 4 年 12 月中旬～令和 5 年 1 月中旬
- ⑤横浜地域 地域医療構想調整会議及び横浜市保健医療協議会
令和 5 年 1 月～2 月（予定）
神奈川県医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会
令和 5 年 2 月～3 月（予定）
事前協議結果の通知 令和 5 年 3 月下旬（予定）

(2) 公募要項の入手方法

横浜市ホームページからダウンロードして下さい。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/iryo/kikan/byosho/2022koubo.html>

(3) 質問の受付と回答

公募要項の内容等に関する質問を下記のとおり E-mail で受け付けるとともに、横浜市ホームページへの掲載により回答します。

※電話でのお問い合わせには応じられませんので、ご了承願います。

- ①受付期限 : 令和4年10月17日(月)17時まで **必着**
- ②質問提出先 : 横浜市医療局 医療政策部 医療政策課 病床整備担当
E-mail ir-policy@city.yokohama.jp
件名の頭に「【公募要項質問】」を付けてください。
- ③回答先 URL :

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/iryo/kikan/byosho/2022koubo.html>

4 協議書等の提出

(1) 事務連絡票及び増床計画概要

ヒアリング日時の調整のため、出来るだけ早い段階での事前提出をお願いします。

(ヒアリング日時は事務連絡票の提出順に決定します。)

- ①提出目安 : 令和4年11月18日(金)頃まで
- ②提出先 : 横浜市医療局 医療政策部 医療政策課 病床整備担当
- ③提出方法 : E-mail ir-policy@city.yokohama.jp
件名の頭に「【事務連絡票】」を付けてください。

(2) 協議書

- ①提出書類 : 病院等開設等事前協議書及び添付書類(正本1部、副本10部の計11部)
- ②提出期限 : 令和4年11月30日(水)17時まで **必着**
- ③提出先 : 横浜市医療局 医療政策部 医療政策課 病床整備担当
(中区本町6丁目50番地の10 17階)
- ④提出方法 : 持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)

受付時間(持参の場合) 平日9時から17時まで(12時から13時を除く)

※公募期間の最終日(11月30日)は、特に受付に時間を要することが想定されるため、早めの提出を推奨します。

5 その他

回復期・慢性期機能を担う病床の整備に関しては、神奈川県「回復期病床等転換施設整備費補助事業」の対象となる可能性がありますので、神奈川県健康医療局 保健医療部 医療課(医療整備グループ)にご確認ください。

【神奈川県ホームページ】

URL : <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/t3u/pub/kaifukuki.html>